



NEWS RELEASE

令和4年11月2日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

『インボイス制度』（適格請求書等保存方式）の普及・促進に向けた取組みについて

株式会社栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）では、令和5年10月から導入される「インボイス制度」（適格請求書等保存方式）の普及・促進に向けて、宇都宮税務署と協働し、当行営業店において、店頭ディスプレイで解説動画を放映するとともに、本制度の周知チラシを配布いたします。

つきましては、宇都宮税務署より広報素材の提供を受ける「贈呈式」を開催する予定ですので、お知らせいたします。

インボイスの発行事業者となるには、原則令和5年3月31日までの登録申請が必要となりますが、昨今の報道等によると栃木県は他都道府県と比べて登録が進んでいないことから、制度概要について動画やチラシで分かりやすく解説し、お客さまの理解を深めることを目的としております。

当行は引続き、「課題解決に強い銀行への進化」を目指し、地域社会の課題解決に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現に貢献するとともに、事業者の皆さまの業務効率化に向けたサービスの提供に努めてまいります。

記

【贈呈式 開催概要】

- | | | |
|---------|---------------------------|------------------|
| 1. 開催日時 | 令和4年11月8日（火） | 午前11時30分から（約15分） |
| 2. 場 所 | 栃木銀行 本店 | |
| 3. 内 容 | 宇都宮税務署よりインボイス制度に係る広報素材の贈呈 | |

以上